
5030. 関税等更正請求

業務コード	内 容
K K C	関税等更正請求

1. 業務概要

「関税等更正請求事項登録（KKA）」業務で登録した情報を使用し、関税等更正請求を行う。
本業務は税関の一般執務時間内のみ行うことができる。

2. 入力者

通関業

3. 制限事項

なし。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②関税等更正請求DBに登録されている事項登録を行った入力者と同一であること。
- ③システムに通関士として登録されていること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

なし。

(3) 関税等更正請求DBチェック

- ①入力された更正請求番号が関税等更正請求DBに存在すること。
- ②関税等更正請求事項の登録が完了していること。
- ③関税等更正請求がされていないこと。

④関税等更正請求の場合は、本業務の入力年月日が関税等更正請求DBに登録されている輸入許可年月日の翌日から5年以内（関税等更正請求DBに登録されている輸入許可年月日が平成23年12月1日以前の場合は、1年以内）であること。ただし、実施可能期間の最終日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日を最終日とする。

⑤特例申告に係る関税等更正請求の場合は、本業務の入力年月日が関税等更正請求DBに登録されている特例申告期限日の翌日から5年以内（関税等更正請求DBに登録されている特例申告期限日が平成23年12月1日以前の場合は、1年以内）であること。ただし、実施可能期間の最終日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日を最終日とする。

(4) その他のチェック

本業務が行われた時間が税関の一般執務時間内であること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 関税等更正請求DB処理

関税等更正請求された旨を関税等更正請求DBに登録する。

(3) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
関税等更正請求控情報	なし	入力者
関税等更正請求確認情報	なし	税関（通関担当部門）